

# 目次

注意： .....	1
同和対策事業特別措置法.....	2
地域改善対策特別措置法.....	7
地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律.....	11

## 注意：

- 法律の文章は以下から取りました：
  - 同和対策事業特別措置法
    - [https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb\\_housei.nsf/html/houritsu/06119690710060.htm](https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_housei.nsf/html/houritsu/06119690710060.htm)
  - 地域改善対策特別措置法
    - [https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb\\_housei.nsf/html/houritsu/09619820331016.htm](https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_housei.nsf/html/houritsu/09619820331016.htm)
  - 地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律
    - [https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb\\_housei.nsf/html/houritsu/10819870331022.htm](https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_housei.nsf/html/houritsu/10819870331022.htm)
- 読みやすいために、法律の形を変え、目次を加えました。

# 同和対策事業特別措置法

法律第六十号（昭四四・七・一〇）

## （目的）

### 第一条

この法律は、すべての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域（以下「対象地域」という。）について国及び地方公共団体が協力して行なう同和対策事業の目標を明らかにするとともに、この目標を達成するために必要な特別の措置を講ずることにより、対象地域における経済力の培養、住民の生活の安定及び福祉の向上等に寄与することを目的とする。

## （同和対策事業）

### 第二条

この法律において「同和対策事業」とは、第六条各号に掲げる事項を実施する事業をいう。

## （国民の責務）

### 第三条

すべて国民は、同和対策事業の本旨を理解して、相互に基本的人権を尊重するとともに、同和対策事業の円滑な実施に協力するように努めなければならない。

## （国及び地方公共団体の責務）

### 第四条

国及び地方公共団体は、同和対策事業を迅速かつ計画的に推進するように努めなければならない。

## （同和対策事業の目標）

### 第五条

同和対策事業の目標は、対象地域における生活環境の改善、社会福祉の増進、産業の振興、職業の安定、教育の充実、人権擁護活動の強化等を図ることによつて、対象地域の住民の社会的経済的地位の向上を不当にはばむ諸要因を解消することにあるものとする。

## （国の施策）

### 第六条

国は、第一条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について、その政策全般にわたり、必要な施策を総合的に講じなければならない。

- 一. 対象地域における生活環境の改善を図るため、地区の整理、住宅事情の改善、公共施設及び生活環境施設の整備等の措置を講ずること。
- 二. 対象地域における社会福祉及び公衆衛生の向上及び増進を図るため、社会福祉施設、保健衛生施設の整備等の措置を講ずること。
- 三. 対象地域における農林漁業の振興を図るため、農林漁業の生産基盤の整備及び開発並びに経営の近代化のための施設の導入等の措置を講ずること。
- 四. 対象地域における中小企業の振興を図るため、中小企業の経営の合理化、設備の近代化、技術の向上等の措置を講ずること。
- 五. 対象地域の住民の雇用の促進及び職業の安定を図るため、職業指導及び職業訓練の充実、職業紹介の推進等の措置を講ずること。
- 六. 対象地域の住民に対する学校教育及び社会教育の充実を図るため、進学奨励、社会教育施設の整備等の措置を講ずること。

七. 対象地域の住民に対する人権擁護活動の強化を図るため、人権擁護機関の充実、人権思想の普及高揚、人権相談活動の推進等の措置を講ずること。

八. 前各号に掲げるもののほか、前条の目標を達成するために必要な措置を講ずること。

## (特別の助成)

### 第七条

同和対策事業でこれに要する経費について国が負担し、又は補助するものに対するその負担又は補助については、政令で特別の定めをする場合を除き、予算の範囲内で、三分の二の割合をもつて算定するものとする。

(2) 前項の場合において、法律の規定で国の負担又は補助の割合として三分の二を下る割合を定めているもののうち政令で定めるものについては、政令でこれを三分の二とするものとする。

## (地方公共団体の施策)

### 第八条

地方公共団体は、国の施策に準じて必要な措置を講ずるように努めなければならない。

## (地方債)

### 第九条

同和対策事業につき地方公共団体が必要とする経費については、地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第五条第一項各号に規定する経費に該当しないものについても、地方債をもつてその財源とすることができる。

(2) 同和対策事業につき地方公共団体が必要とする経費の財源に充てるため起こした地方債は、資金事情の許す限り、国が資金運用部資金又は簡易生命保険及郵便年金特別会計の積立金をもつてその全額を引き受けるものとする。

## (元利償還金の基準財政需要額への算入)

### 第十条

同和対策事業につき地方公共団体が必要とする経費の財源に充てるため起こした地方債で自治大臣が指定したものに係る元利償還に要する経費は、地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）の定めるところにより、当該地方公共団体に交付すべき地方交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入するものとする。

## (関係行政機関等の協力)

### 第十一条

関係行政機関の長及び関係地方公共団体の長は、同和対策事業が円滑に実施されるように相互に協力しなければならない。

## 附則

### (施行期日)

(1) この法律は、公布の日から施行する。

### (この法律の失効)

(2) この法律は、昭和五十四年三月三十一日限り、その効力を失う。

## (地方交付税法の一部改正)

(3) 地方交付税法の一部を次のように改正する。

附則中第十六項を第十八項とし、第十五項の次に次の二項を加える。

### 16 項

当分の間、地方団体に対して交付すべき交付税の額の算定に用いる基準財政需要額は、第十一条の規定によつて算定した額に、次の表に掲げる経費の種類に係る測定単位の単位費用に次項の規定により算定した測定単位の数値を乗じて得た額を加算した額とする。

経費の種類	測定単位	単位費用	
		円	銭
同和対策事業債償還費	同和対策事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	千円につき 八〇〇	〇〇

#### 17 項

前項の測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる算定の基礎により同表の下欄に掲げる表示単位に基づいて、自治省令で定めるところにより算定する。

測定単位の算定の基礎	表示単位
同和対策事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債で同和対策事業特別措置法（昭和四十四年法律第六十号）第十条の規定により自治大臣が指定したものに係る当該年度における元利償還金	千円

（内閣総理・法務・大蔵・文部・厚生・農林・通商産業・労働・建設・自治大臣署名）

# 地域改善対策特別措置法

法律第十六号（昭五七・三・三一）

## （目的）

### 第一条

この法律は、すべての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域（以下「対象地域」という。）について生活環境の改善、産業の振興、職業の安定、教育の充実、人権擁護活動の強化、社会福祉の増進等に関する政令で定める事業（以下「地域改善対策事業」という。）の円滑な実施を図るために必要な特別の措置を講ずることにより、対象地域における経済力の培養、住民の生活の安定及び福祉の向上等に寄与することを目的とする。

## （地域改善対策事業の推進等）

### 第二条

国及び地方公共団体は、前条の目的を達成するため、協力して、地域改善対策事業を迅速かつ総合的に推進するように努めなければならない。

（2）国及び地方公共団体は、地域改善対策事業を実施するに当たっては、対象地域とその周辺地域との一体性の確保を図り、公正な運営に努めなければならない。

（3）国民は、地域改善対策事業の本旨を理解して、相互に基本的人権を尊重するとともに、地域改善対策事業の円滑な実施に協力するように努めなければならない。

## （特別の助成）

### 第三条

地域改善対策事業でこれに要する経費について国が負担し、又は補助するものに対するその負担又は補助については、政令で特別の定めをする場合を除き、予算の範囲内で、三分の二の割合をもつて算定するものとする。

(2) 前項の場合において、法律の規定で国の負担又は補助の割合として三分の二を下る割合を定めているもののうち政令で定めるものについては、政令でこれを三分の二とするものとする。

## (地方債)

### 第四条

地域改善対策事業につき地方公共団体が必要とする経費については、地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第五条第一項各号に規定する経費に該当しないものについても、地方債をもつてその財源とすることができる。

(2) 地域改善対策事業につき地方公共団体が必要とする経費の財源に充てるため起こした地方債は、資金事情の許す限り、国が資金運用部資金又は簡易生命保険及郵便年金特別会計の積立金をもつてその全額を引き受けるものとする。

## (元利償還金の基準財政需要額への算入)

### 第五条

地域改善対策事業につき地方公共団体が必要とする経費の財源に充てるため起こした地方債で自治大臣が指定したものに係る元利償還に要する経費は、地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）の定めるところにより、当該地方公共団体に交付すべき地方交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入するものとする。

## 附則

### (施行期日)

(1) この法律は、昭和五十七年四月一日から施行する。

### (この法律の失効)

(2) この法律は、昭和六十二年三月三十一日限り、その効力を失う。



ただし、昭和六十一年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で昭和六十二年以降の年度に繰り越されたものにより実施される地域改善対策事業については第三条から第五条までの規定、昭和六十一年度以前の年度に地域改善対策事業の財源に充てるため発行を許可された地方債については第五条の規定及び附則第四項の規定は、なおその効力を有する。

### (経過措置)

(3) 昭和五十六年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき昭和五十七年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助及び昭和五十六年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で昭和五十七年度以降の年度に繰り越されたものにより実施される旧同和対策事業特別措置法（昭和四十四年法律第六十号。以下「旧法」という。）第二条に規定する同和対策事業については、旧法第七条、第九条及び第十条の規定は、なおその効力を有する。

(4) 昭和五十六年度以前の年度に同和対策事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債については、旧法第十条の規定は、なおその効力を有する。

### (地方交付税法の一部改正)

(5) 地方交付税法の一部を次のように改正する。

附則第九条第一項の表中「同和対策事業償還費」を「地域改善対策事業債等償還費」に、「同和対策事業費」を「地域改善対策事業費又は同和対策事業費」に改め、同条第二項の表中「同和対策事業費」を「地域改善対策事業費又は同和対策事業費」に、「同和対策事業特別措置法」を「地域改善対策特別措置法（昭和五十七年法律第十六号）第五条又は旧同和対策事業特別措置法」に改める。

(6) 前項の規定による改正後の地方交付税法附則第九条の規定は、昭和五十七年度分の地方交付税から適用する。

(総理府設置法の一部改正)

(7) 総理府設置法(昭和二十四年法律第百二十七号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項の表同和対策協議会の項を次のように改める。

地域改善対策協議会	地域改善対策特別措置法(昭和五十七年法律第十六号)第一条に規定する対象地域の地域改善対策として推進すべき施策で関係行政機関相互の緊密な連絡を要するものに関する基本的事項を調査審議すること。
-----------	--

附則第四項を次のように改める。

(4) 第十五条第一項の表に掲げる附属機関のうち、地域改善対策協議会は、昭和六十二年三月三十一日まで置かれるものとする。

(内閣総理・法務・大蔵・文部・厚生・農林水産・通商産業・労働・建設・  
自治大臣署名)

# 地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律

法律第二十二号（昭六二・三・三一）

（趣旨）

## 第一条

この法律は、国及び地方公共団体が行う地域改善対策特定事業についてその円滑かつ迅速な実施を図るため、当該事業に係る経費に対する特別の助成その他国の財政上の特別措置について定めるものとする。

（地域改善対策特定事業）

## 第二条

この法律において「地域改善対策特定事業」とは、旧地域改善対策特別措置法（昭和五十七年法律第十六号。以下「旧地域改善法」という。）第一条に規定する地域改善対策事業が実施された同条に規定する対象地域について引き続き実施することが特に必要と認められる生活環境の改善、産業の振興、職業の安定、教育の充実、人権擁護活動の強化、社会福祉の増進等に関する事業で政令で定めるものをいう。

（２）国及び地方公共団体は、協力して、地域改善対策特定事業を円滑かつ迅速に実施するように努めなければならない。

（特別の助成）

## 第三条

地域改善対策特定事業でこれに要する経費について国が負担し、又は補助するものに対するその負担又は補助については、政令で特別の定めをする場合を除き、予算の範囲内で、三分の二の割合をもつて算定するものとする。

(2) 前項の場合において、法律の規定で国の負担又は補助の割合として三分の二を下回る割合を定めているもののうち政令で定めるものについては、政令でこれを三分の二とするものとする。

## (地方債)

### 第四条

地域改善対策特定事業につき地方公共団体が必要とする経費については、地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第五条第一項各号に規定する経費に該当しないものについても、地方債をもつてその財源とすることができる。

(2) 地域改善対策特定事業につき地方公共団体が必要とする経費の財源に充てるため起こした地方債は、資金事情の許す限り、国が資金運用部資金又は簡易生命保険及郵便年金特別会計の積立金をもつてその全額を引き受けるものとする。

## (元利償還金の基準財政需要額への算入)

### 第五条

地域改善対策特定事業につき地方公共団体が必要とする経費の財源に充てるため起こした地方債で自治大臣が指定したものに係る元利償還に要する経費は、地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）の定めるところにより、当該地方公共団体に交付すべき地方交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入するものとする。

## 附則

### (施行期日等)

#### 第一条

この法律は、昭和六十二年四月一日から施行する。

(2) この法律は、昭和六十七年三月三十一日限り、その効力を失う。

ただし、昭和六十六年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十七年度以降の年度に支出すべきものとされる国の負担又は補助及び昭和六十六年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で昭和六十七年度以降の年度に繰り越されるものにより実施される地域改善対策特定事業については第三条から第五条までの規定、昭和六十六年度以前の年度に地域改善対策特定事業の財源に充てるため発行を許可された地方債については第五条の規定並びに次条第二項の規定は、なおその効力を有する。

### (経過措置)

#### 第二条

昭和六十一年度以前の年度に工事に着手した旧地域改善法第一条に規定する地域改善対策事業であつて昭和六十二年三月三十一日においてその工事を完了していないもので政令で定めるもの及び昭和六十一年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十二年以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助により実施される同条に規定する地域改善対策事業については、旧地域改善法第三条及び第四条の規定は、なおその効力を有する。

(2) 前項に規定する地域改善対策事業の財源に充てるため発行を許可された地方債については、旧地域改善法第五条の規定は、なおその効力を有する。

(地方交付税法の一部改正)

### 第三条

地方交付税法の一部を次のように改正する。

附則第六条第一項の表中「地域改善対策事業債等償還費」を「地域改善対策特定事業債等償還費」に、「地域改善対策事業費」を「地域改善対策特定事業費、地域改善対策事業費」に改め、同条第二項の表中「地域改善対策事業費」を「地域改善対策特定事業費、地域改善対策事業費」に、「地域改善対策特別措置法」を「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和六十二年法律第二十二号）第五条、旧地域改善対策特別措置法」に改める。

### 第四条

前条の規定による改正後の地方交付税法附則第六条の規定は、昭和六十二年度分の地方交付税から適用する。

(総務庁設置法の一部改正)

### 第五条

総務庁設置法（昭和五十八年法律第七十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第四十四号から第四十六号までの規定中「地域改善対策事業」を「地域改善対策特定事業」に改め、同条第四十七号中「地域改善対策特別措置法（昭和五十七年法律第十六号）」を「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和六十二年法律第二十二号）」に改める。

(内閣総理・法務・大蔵・文部・厚生・農林水産・通商産業・労働・建設・自治大臣署名)